

定期積金規定

1. (定期積金契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

2. (掛金の払込み)

定期積金(以下「この積金」といいます。)は、証書記載の払込日に掛金を払込みください。
払込みのときは必ず証書をお差出しください。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は証書の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

4. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以降に給付契約金を支払います。

5. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書記載の年利回(年 365 日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。

6. (給付補てん金等の計算)

- (1) この積金の給付補てん金は、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。

①この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日(解約日が満期日の翌日以降の場合は解約日の前日)までの期間について、次の④の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

②債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

③当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、次の④の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

④上記の①、③の計算に適用する利率は、次のとおりとします。

A. 初回払込日から①の場合は満期日、③の場合は解約日までの期間が 1 年未満のもの。

解約日における普通預金利率

B. 初回払込日から①の場合は満期日、③の場合は解約日までの期間が 1 年以上のもの。

約定年利回×60%(小数点第 3 位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)

⑤この計算の単位は 100 円とします。

7. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回に準じて満期日に計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

8. (満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した

利息を支払います。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、第10条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

10. (解約等)

(1) この積金を解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により、記名押印して当店に提出してください。

(2) 前項の解約手続に加え、当該積金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは支払いを行いません。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。

①積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前AからEに準ずる者

③ 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前AからDに準ずる行為

(4) 前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、この証書の受取欄に届出の印章により、記名押印して当店に提出してください。

この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

11. (届出事項の変更、証書の再発行等)

(1) 個人のこの積金の取引において、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

(2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

(3) 個人以外のこの積金の取引において、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(4) 証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(5) 証書を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

12. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

13. (印鑑照合)

証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失がなく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

なお、個人のこの積金の取引において、積金契約者は、盗取された証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

14. (盗難証書を用いた解約による払戻し等)

- (1) 個人のこの積金の取引において、盗取された証書を用いて行われた不正な支払い（以下、本条において「当該支払い」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当金庫に対して当該支払いの額およびこれにかかる手数料・給付補てん金に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 証書の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ② 当金庫の調査に対し、積金契約者より十分な説明が行われていること
- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該支払いが積金契約者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた支払いの額およびこれにかかる手数料・給付補てん金等に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該支払いが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび積金契約者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前二項の規定は、第 1 項にかかる当金庫への通知が、証書が盗取された日（証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な支払いが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

①当該支払いが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該支払いが積金契約者の重大な過失により行われたこと

B. 積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 積金契約者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当金庫が当該積金について積金契約者に支払いを行っている場合には、この支払いを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、積金契約者が、当該支払いを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該積金にかかる支払請求権は消滅します。

(7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書により不正な支払いを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権または不当利得請求権を取得するものとします。

15. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この積金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

16. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

(1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとします。証書は届出印を押印して通知と同時に当金庫に提出してください。

②複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。

③前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

①この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が

当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上